一般競争入札公示

下記のとおり一般競争に付します。

平成２３年１月２１日

支出負担行為担当官
自治大学校庶務課長　高橋　哲郎

記

1　支出負担行為担当官の官職名及び氏名
支出負担行為担当官　自治大学校庶務課長　高橋哲郎

2　競争入札に対する事項
(1) 入札件名　複写機の借入
(2) 作業内容　入札説明書のとおり
(3) 借入期間　平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日まで
(4) 納入場所　入札説明書のとおり
(5) 入札方法　総価を記入する。
また、落札後に内訳書を提出すること。

3　入開札の場所及びその日時
(1) 場　所　自治大学校管理棟２階大会議室
(2) 日　時　平成２３年２月１６日　午後３時００分

4　競争入札に参加する者に必要な資格
(1) 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3) 総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」Ａ、Ｂ、Ｃ又はＤに格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 総務省及び他府省等における物品等の契約に係る、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

5　入札者に求められる義務
入札に参加しようとする者は、次に示す書類等を、平成２３年２月９日午後５時までに下記６に示す場所に提出しなければならない。
(1) 競争参加資格審査結果通知書の写し（１部）
(2) 下見積書（内訳を記載し、その根拠となる証明書等を添付する。）（１式）
(3) 仕様書に例示されているもの以外で入札に参加しようとする場合は、同等性の証明書

6　契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所
東京都立川市緑町１０番地の１　自治大学校
自治大学校庶務課会計係　担当　会計係長　藤巻　詩子

7　入札事項等説明の場所及びその日時
(1) 場所　上記６に同じ。
(2) 日時　平成２３年１月２１日から２月９日の9：30～17：00まで

8　入札保証金及び契約保証金
免除

9　入札の無効
入札説明書のとおり。

10　入札書の記載金額
入札説明書のとおり。

11　落札者の決定方法
入札説明書のとおり。

12　契約書作成の要否
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
ただし、契約金額が１０５万円未満の場合は省略することができる。

以上公告する。

平成23年度
複写機の借入

入　札　説　明　書

本件は、紙による従来の応札及び入開札手続のみとし、「電子入札・開札システム」を利用した応札及び入開札手続は出来ないものとする。

支出負担行為担当官
総務省自治大学校庶務課長
高橋　哲郎

◎　項目及び構成

１　契約担当官等
２　調達内容
３　競争参加資格
４　競争参加資格を有していないものの手続き
５　入札事項等説明の場所及びその期間
６　入札者に求められる義務等
７　入札書の記載方法及び提出等
８　秩序の維持
９　開札
10　落札者の決定
11　契約書の作成
12　その他

（様式１）　入札書
（様式２）　委任状

別紙①　　契約書（案）
別紙②　　仕様書

総務省自治大学校における特定調達に係る入札公告に基づく入札については、「国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（昭和５５年政令第３００号）、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和２２年４月１４日法律第５４号以下「独占禁止法」という。）等関係法令によるほか、この入札説明書による。

１　契約担当官等
支出負担行為担当官
総務省自治大学校庶務課長　高橋　哲郎

２　調達内容
（１）購入等件名及び数量
複写機の借入　　１式
（２）特質等
別添仕様書のとおり。
（３）履行期間
平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日まで（３６ヶ月間）
（４）履行場所
東京都立川市緑町１０番地の１
自治大学校
（５）開札の日時並びに場所
平成２３年２月１６日（水）　午後３時
自治大学校管理棟２階大会議室

３　競争参加資格
（１）予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
（２）予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
（３）総務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
（４）総務省及び他府省等における物品等の契約に係る、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

４　競争参加資格を有していない者の手続き
（１）予算決算及び会計令第７０条及び第７１条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。

ただし、未成年者、被補佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

イ　次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後二年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ）

（ｱ）契約の履行に当たり故意に物品の製造等を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

（ｲ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために適合した者。

（ｳ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

（ｴ）監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者。

（ｵ）正当な理由がなくて契約の履行をしなかった者。

（ｶ）前各号のいずれかに該当する事案があった後二年を経過しない者を契約の履行にあたり、支配人、代理人、その他使用人として使用した者。

（２）競争参加資格申請書の入手方法等

競争参加資格を有しない者で、本件入札に参加を希望する者は、所定の資格審査申請書を入手し､速やかに資格審査申請を行わなければならない。

【申請書の提出先】

総務省大臣官房会計課契約第一係　電話03-5253-5132

５　入札事項等説明の場所及びその期間

（１）説明の場所

自治大学校庶務課会計係

電話042―540―4501

（２）期間

平成２３年１月２１日から２月９日午後５時まで

６　入札者に求められる義務等

（１）入札者に求められる義務等

入札に参加を希望する者は、次に示す書類等を平成２３年２月９日午後５時までに下記（２）に示す場所に提出しなければならない。

（期限厳守のこと。郵送する場合は、期限までに必着のこと。）

ア　競争参加資格審査結果通知書の写し（１部）

イ　下見積書（内訳を記載し、その根拠となる証明書等を添付する。）

（１式）

ただし、契約後に発生する経費のみとする。

ウ　仕様書に例示されているもの以外で入札に参加しようとする場合は、同等性の証明書

（なお、仕様書に記載された機器と同等以上の納入を予定している

者については、提出された書類等を審査した結果、同等品と認められた者に限り入札の対象とする。）

（２）書類等提出場所

自治大学校庶務課会計係

電話042―540―4501（閉庁日を除く9：30～13：00及び14：00～17：00）

７　入札書の記載方法及び提出等

（１）入札書の記載方法

ア　入札書は日本語で記載すること。

なお、金額については日本国通貨とする。

イ　入札書は当省自治大学校所定の様式（様式１）によること。

ウ　記載項目は次のとおり。

(ｱ)　入札金額

①　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額とすること。

②　入札金額は、輸送費、保険料等本件に必要なその他一切の諸経費を含めた金額とする。

(ｲ)　件名

上記２（１）に示した件名とする。

(ｳ)　年月日

入札書を作成した年月日とする。

(ｴ)　入札者の氏名等

①　入札者の氏名は、法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名とする。

①　外国業者にあって押印の必要があるものについては署名をもって代えることができる。

(ｵ)　業者コード

一般競争参加資格の10桁の業者コードを必ず記入すること。

（２）入札書の提出方法

入札者は次の方法により入札書を提出しなければならない。

ア　紙による入札の場合は、入札書を封筒（長形３号）に入れ契約書捺印の印をもって封印し、かつその表面に入札者氏名（法人の場合はその名称又は商号、代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名を含む。）及び「〇月〇日〇時開札『入札件名』の入札書在中」と記載しなければならない。

イ　入札者は、その提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

（３）代理人による入札

ア　代理人が紙により入札する場合は､入札書に競争参加資格者の氏名(法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示、当該代理人の氏名及び押印をしておくともに、入札書の提出日時までに委任状を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

（４）入札書の無効

次の各号一に該当する入札書は無効とする。

ア　本公告に示した入札参加に必要な資格のない者により提出された入札書。

イ　入札書受領期限までに指示する場所に提出されない入札書（ただし、遅れた理由が甲にある場合を除く。）

ウ　委任状のない代理人により提出された入札書

エ　代理人が入札する場合で、入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号及び代表者の氏名）及び代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない入札書。

オ　二人以上の入札者の代理をした者により提出された入札書。

カ　同一の者により提出された２通以上の入札書。

キ　記載事項が不備な入札書

(ｱ)　入札金額が不明確な入札書。

(ｲ)　金額を訂正した入札書、またそれ以外の訂正について訂正印のない入札書。

(ｳ)　調達する物品の品名及び合価の記載のない入札書。

(ｴ)　入札者及び代理人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名。代理人の場合は入札者の氏名及び代理人の氏名）の判然としない入札書。

(ｵ)　印章の押印のない入札書。

(ｶ)　その他記載事項が不備又は判読できない入札書。

ク　明らかに連合によると認められる入札書。

ケ　国の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（昭和５５年政令第３００号）第８条第３項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときの当該入札書。

コ　その他入札に関する条件に違反した入札書

（５）入札書の内訳金額と合計金額が符号しない場合

落札後、入札者に内訳書を記載させる場合があるので、内訳金額が合計金額と符号しないときは、合計金額で入札したものとみなす。この場合に

おいて、入札者は内訳金額の補正を求められたときは、直ちに合計金額に基づいてこれを補正しなければならない。

８　秩序の維持

（１）「独占禁止法」の厳守

入札者は独占禁止法に抵触する等、次に掲げるような行為を行ってはならない。

ア　入札者は入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意志についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

イ　入札者は、落札決定の前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

ウ　公正な価格を害し又は不正の利益を得るための連合をしてはならない。

エ　入札者は、正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い価格で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある入札価格を定めてはならない。

（２）入札執行中、入札場所において次の行為に該当すると認められる者を、入札場外に退去させることがある。なお、入札執行官が特に必要と認める場合は、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとしたとき。

イ　みだりに私語を発し、入札の秩序を乱したとき。

９　開札

（１）開札は入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。

なお、立会者は１名に限る。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２）入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場所に入室することはできない。

（３）入札者又はその代理人は、開札場所に入室しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

（４）入札者又はその代理人は、契約担当官等又はその補助者が特にやむを得ないと認めた場合のほか、開札場所を退出することができない。

（５）開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格のない場合には、直ちに再度の入札を行う。

なお、入札書は複数枚用意しておくこと。

10　落札者の決定

（１）落札者の決定方法

ア　予算決算及び会計令第７９条の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

　ただし、予算決算及び会計令第８４条に該当する場合は、予算決算及び会計令第８５条の基準（予定価格に１０分の６を乗じて得た額）を適用するので、基準に該当する入札が行われた場合は入札の結果を保留する。この場合、入札参加者は当局の行う事情聴取等の調査に協力しなければならない。

イ　上記アのただし書きによる調査の結果、会計法第２９条の６第１項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより、予定価格の制限の範囲内で次順位者を落札者とすることがある。

　ただし、その入札が、会計法第２９条の６第１項ただし書きの規定に該当すると認められるときは、その定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申込みをした他の者のうち、得点の合計を入札価格で除して得た数値の最も高い者を落札者とすることがある。

（会計法第２９条の６第１項ただし書き抜粋）

　相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるとき。

ウ　落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

　また、入札者又は、代理人がくじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじ引き落札者を決定するものとする。

エ　契約担当官等は、落札者を決定したときに入札者にその氏名（法人の場合はその名称）及び金額を口頭で通知する。

　ただし、上記アただし書きにより落札者を決定する場合においては別に書面で通知する。

　また、落札できなかった入札者は、落札の相対的な利点に関する情報（当該入札者と落札者のそれぞれの入札価格及び性能等の得点）の提供を要請することができる。

（２）落札決定の取消

　次の各号の一に該当するときは、落札者の決定を取り消す。ただし、支出負担行為担当官が､正当な理由があると認めたときはこの限りではない。

ア　落札者が、支出負担行為担当官から求められたにもかかわらず契約書の取り交わしを行わないとき。

イ　上記７（５）の規定により入札書の補正をしないとき。

11　契約書の作成

（１）競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書の取り交わしを行うものとする。

（２）契約書において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（３）契約書案

別添のとおり。

（４）契約書の作成

ア　契約書は２通作成し、双方各１通を保管する。

イ　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。

ただし、契約書用紙は交付する。

ウ　支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

12　その他

（１）契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

（２）入札保証金及び契約保証金

免除

（３）契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

ア　支払方法及び支払場所

銀行振込による届出日本銀行指定金融機関口座

イ　支払時期

契約した物品が検査に合格し、所有権が当省に移転した後、適法な支払請求書を受理した日から３０日以内に支払うものとする。

（４）入札者は、契約担当官等が指定する日時までに仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書を熟知しておくものとする。

（５）入札者は、入札後においては、この入札説明書に掲げた事項、仕様書、図面、見本及び現品並びに契約書案及び明細書の不知又は不明を理由として異議を申し立てることができない。

（６）監督及び検査は契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

（様式１）

入　札　書

件　名	複写機の借入

金			億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

※金額の左端は￥で締めること。

（内訳）

月額借入料　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円　×　３６ヶ月

入札公告及び入札説明書並びに契約条項等に定められた事項を承諾の上、上記の金額により入札いたします。

平成　　年　　月　　日

支出負担行為担当官
　総務省自治大学校庶務課長
　　高橋　哲郎　殿

業者コード（　　）
住　　所
法　人　名
代理者氏名
代理人氏名　　印

（様式２）

委　任　状

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め下記の権限を委任いたします。

代理人住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代理人使用印　□

記

件名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札及び見積に関する一切の件
代理人選任の件

平成　　年　　月　　日
支出負担行為担当官　　総務省自治大学校庶務課長　殿

住　所

会社名　　印

代表者役職氏名　　印

（別紙①）

（件名）複写機の借入

契　約　書　（案）

自　治　大　学　校

平成２３年度

収入印紙
（２部のうち１部のみ）

物　品　借　入　契　約　書

契約名　複写機の借入

契約金額

										円也

（うち消費税及び地方消費税額　　円）

内　　訳

品　　名	単位	数量	単　価	月額賃貸借料	月数	合　　価	備考
別紙のとおり			円	円		円	

上記契約を履行するにつき、
支出負担行為担当官　自治大学校庶務課長　高橋　哲郎　を甲とし、【契約者】を乙として次の条項により契約を締結する。

第１章　総則

（契約の目的）

第１条　乙は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書並びに仕様書に添付された図面（以下「仕様書等」という。）の定めに従い契約物品を設置期限までに甲の指定する場所に設置して甲の使用に供するものとし、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

（代金）

第２条　契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。なお、この消費税額及び

地方消費税額は、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第１項及び第 29 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、契約金額に 105 分の５を乗じて算出した額である。

２　月の中途において契約し、又は解約した場合は、月額賃貸借料の 30 分の１を１日当たりの料金とし、これに当月の賃貸借日数を乗じて算定するものとする。なお、その金額に円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（設置期限、設置場所及び借入期間）

第３条　契約物品の設置期限及び設置場所は、次のとおりとする。

⑴ 設置期限：仕様書のとおり

⑵ 設置場所：仕様書のとおり

⑶ 借入期間：平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日まで（３６ヶ月間）

２　乙は、前項第１号記載の設置期限までに同項第２号記載の設置場所に契約物品の設置を完了するものとする。

（債権譲渡の禁止）

第４条　乙は、この契約によって生ずる権利の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第１条の２に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第２条第３項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第２条第２項に規定する信託会社（以下「信託会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

２　乙がこの契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条若しくは動産及び債権の債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第４条第２項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

一　甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二　丙は、譲渡対象債権を第一項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。

三　甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

３　第一項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の２の規

定に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時に生ずるものとする。

（再委託）

第５条　乙は、本契約の全部を第三者（以下「再委託者」という。）に委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、本契約の請負者（以下「請負者」という。）は、あらかじめ再委託者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を甲又は甲の指定する者に提出し、甲の承認を受けなければならない。

なお、請負者は甲から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、再委託者が更に再委託する場合についても同様に甲から承認を受けなければならない。

２　乙は、本契約の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

３　乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

（代理人の届出）

第６条　乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出るものとする。

（仕様書等の疑義）

第７条　乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

２　乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適当なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

（図面等の承認）

第８条　仕様書等に特に定めがある場合は、乙は図面を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面（以下「承認図面」という。）は、仕様書に添付された図面の一部となったものとみなす。承認図面が仕様書に添付された図面に定めるところと矛盾する場合は、承認図面が優先する。

２　乙は、承認図面に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行を免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

（設置計画の届出）

第９条　乙は、甲が指示した場合は甲の指定する書面により速やかに設置の計画を甲に届け出るものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

（物品の運送等に係る諸経費）

第１０条　包装、こん包及び設置場所までの運送並びに契約物品の据付け調整等（仕様書等に含めた場合に限る。）に必要な費用は、代金に含まれるものとする。

２　契約期間の満了に伴う契約物品の撤去及び運送等に必要な経費は乙の負担とする。

第２章　契約の履行

（物品の設置）

第１１条　乙は、契約物品を設置場所に設置（仕様書等に定める契約物品の据付け調整等を含む。以下同じ。）しようとするときは、甲の指定する書面により甲又は甲が指定する設置場所の局所の長に通知するものとする。

２　乙は、契約物品を設置し、契約物品に係る履行が完了したときは、これを証明する資料を添付した書面により、甲に遅滞なく通知するものとする。

３　第１項の場合において、乙は、当該物品の数量、外観等について、甲若しくは甲が指定する設置場所の局所の長又はそれぞれの指定する職員の確認を受けたのち、その指示するところにより開梱の上、その指定する場所に設置するものとする。

４　乙は、第三者に契約物品を設置させる場合には、仕様書等に定める設置方法及び第３項に規定する事項を物品を持ち込む者に遵守させるものとする。

（履行完了の届出）

第１２条　乙は、履行を完了したときは、一定期間ごとに遅滞なく書面をもって甲に届け出るものとする。

（検査）

第１３条　甲又は甲が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、第11 条第２項及び前条の規定により通知を受けた日から起算して 10 日以内に、甲の指示に基づき乙の立会いを求めて、甲の定めるところにより検査を行い、合格又は不合格の判定をするものとする。ただし、乙が立ち会わない場合は、乙の欠席のまま検査をすることができる。

２　甲は、必要があると認めるときは、乙が契約物品を設置する前に、甲の指定する場所で検査を行うことができる。

３　甲は、前２項の規定により合格又は不合格の判定をした場合、速やかに乙に対してその結果を通知するものとする。

　なお、前条の規定による通知を受けた日から起算して 14 日以内に通知をしないときは、合格したものとみなす。

４　乙は、検査職員の職務の遂行につき、相当の範囲内で協力するものとする。

５　検査を受けるのに必要な費用は、代金に含まれるものとする。

６　甲は、前各項に定める検査に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

（物品の管理）

第１４条　乙は、甲に対して契約物品の取扱い及び管理について、適切な指導を行わなければならない。

２　甲は、契約物品を善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理するものとする。

３　契約期間における甲の責めに帰すべき事由による契約物品の滅失、毀損等の責任は、甲の負担とする。

（物品の維持補修）

第１５条　乙は、乙の負担において、甲が契約物品を常時正常な状態で使用できるように、点検、調整を行わなければならない。

２　契約物品が故障した場合、乙の負担において、直ちに契約物品の修理に着手し、又は契約物品の交換等を行い、速やかに契約物品を正常な状態に回復させなければならない。

３　前項の維持補修が遅延し、そのために１日以上にわたり、甲が物品を使用できなくなったときは、その期間に応じて第 20 条第２項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。

４　乙は、物品の設置場所に出入りするときは、あらかじめ甲の了解を得なければならない。

（物品の取替又は改造）

第１６条　甲は、自己の都合により契約物品を取り替え、又は改造する場合は、あらかじめ文書をもって乙に通知し、乙の承認を得て行うものとする。この場合に要する費用は、甲の負担とする。

（賃貸借料の減額）

第１７条　第 15 条第２項の維持補修が遅延し、そのために１日以上にわたり、甲が物品を使用できなくなったときは、その期間の賃貸借料は、１か月を 30 日とする日割計算をもって減額するものとする。ただし、甲が物品を使用できなかった期間の業務を乙において処理した場合は、この限りでない。

（代金の請求及び支払）

第１８条　乙は、契約物品を設置し、契約物品に係る履行内容が甲の行うすべての検査に合格したときは、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項に定める適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から起算して 30 日（以下「約定期間」という。）以内に代金を支払うものとする。

３　乙は、履行完了部分に相応する代金相当額の金額について、部分払を請求することができる。

　なお、部分払の回数については、別紙支払い内訳のとおりとする。

（支払遅延利息）

第１９条　甲は、約定期間内に代金を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示で定める率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

２　前項の規定により計算した遅延利息の額が 100 円未満である場合は、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

３　甲が第 13 条第１項に定める期間内に合否の判定をしない場合は、その期間を経過した日から合否の判定をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また、当該遅延期間が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は満了したものとみなし、甲は、その超える日数に応じ、前２項の計算の例に準じ、第１項に定める利率をもって計算した金額を乙に対して支払うものとする。

（設置期限の猶予）

第２０条　乙は、設置期限までに義務を履行できない相当の理由があるときは、あらかじめ、その理由及び設置予定日を甲に申し出て、設置期限の猶予を書面により申請することができる。この場合において、甲は、設置期限を猶予しても、支障がないと認めるときは、これを承認することができる。この場合、甲は原則として甲が承認した設置予定日まではこの契約を解除しないものとする。

２　乙が設置期限までに義務を履行しなかった場合、乙は、前項に定める設置期限の猶予の承認の有無にかかわらず、設置期限の翌日から起算して、契約物品設置の日（設置遅延後甲が契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、当該物品の契約金額に第 19 条第 1 項に定める率を乗じて得た遅滞金を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

３　前項に規定する場合において、その期間の賃貸借料は、１か月を 30 日とする日割計算をもって減額するものとする。ただし、甲が契約物品を使用できなかった期間の業務を乙において処理した場合は、この限りでない。

４　第２項の規定による遅滞金のほかに、第 26 条第１項の規定による違約金が生じたときは、乙は甲に対し当該違約金を併せて支払うものとする。

５　甲は、乙が設置期限までに義務を履行しなかったことにより生じた直接及び間接の損害（甲の支出した費用のほか、甲の人件費相当額を含む。以下同じ。）について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 26 条第１項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。

第３章　契約の効力等

（契約物品の設置不能等の通知）

第２１条　乙は、理由の如何を問わず、設置期限までに契約物品を設置する見込みがなくなった場合、又は契約物品を設置することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨

を書面により通知するものとする。

（契約物品の瑕疵等による債務不履行）

第２２条　乙は、瑕疵（数量の不足を含む。以下同じ。）のない、かつ、仕様書等の定めに適合する契約物品を設置するものとする。

２　設置された契約物品に瑕疵がある場合、又は契約物品が仕様書等の定めに違背する場合は、甲は、自らの選択により、乙に修補（良品との取替え及び数量不足の場合における数量の追加を含む。以下同じ。）又は代金の減額を請求することができる。甲は、契約物品の修補を請求するときは、相当な期限を定めることができる。

３　甲が、契約物品の修補を請求した場合で、修補期間中契約物品を使用できなかったときは、甲は、当該修補期間に応じて第 20 条第２項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。また、その期間の賃貸借料は、第 20 条第３項の規定に準じて計算した金額を減額するものとする。ただし、甲が物品を使用できなかった期間の業務を乙において処理した場合は、この限りでない。

４　甲は、第２項に規定する瑕疵又は違背が重大と認める場合又は乙が第２項に規定する甲の請求に応じない場合、この契約を解除することができる。この場合において、乙は甲に対し、第 26 条第１項の規定による違約金を支払うものとする。ただし、甲は返還すべき契約物品が既にその用に供せられていたとしても、これにより受けた利益を返還しないものとする。

５　甲は、第２項に規定する瑕疵又は違背により生じた直接及び間接の損害について、乙に対してその賠償を請求することができる。ただし、第 26 条第１項の規定による違約金が生じたときは、同条第３項の規定を適用するものとする。

６　甲は、第２項に規定する瑕疵又は違背が発見された場合は、発見後６か月以内に乙に対して通知するものとする。

７　第２項の規定に基づく契約物品の修補の義務の履行については、性質の許す限り、この契約の各条項を準用する。

８　第２項の規定に基づき修補され、再度引き渡された契約物品に、なお本条の規定を準用する。

９　修補に必要な一切の費用は、乙の負担とする。

第４章　契約の変更等

（契約の変更）

第２３条　甲は、契約物品の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、設置期限、設置場所、契約期間、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

２　前項の規定により協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

３　乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、設置期限、契約期間を変更するため、甲と協議することができる。

（事情の変更）

第２４条　甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

２　前条第２項の規定は、前項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

（甲の解除権）

第２５条　甲は、乙が次の各号のーに該当するときは、この契約の全部又はー部を解除することができる。

⑴ 乙が設置期限（第 20 条第１項により猶予を承認した場合は、その日。）までに、契約物品を設置しなかったとき又は設置できないことが客観的に明らかなとき。

⑵ 契約物品が第 13 条第１項の規定による検査に合格しなかったとき。

⑶ 第 15 条に定める物品の維持補修ができなくなったとき。

⑷ 第 22 条第４項に該当するとき。

⑸ 前４号に定めるもののほか、乙がこの契約のいずれかの条項に違反したとき。

⑹ この契約の履行に関し、乙又はその代理人、使用人に不正又は不誠実な行為があったとき。

⑺ 乙が、破産の宣告を受け又は乙に破産の申立て、民事再生法の申立て、会社更生手続開始の申立てがあるなど、経営状態が著しく不健全と認められるとき。

⑻ 乙が、無能力者となり又は居所不明になったとき。

２　甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又はー部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して契約の解除前に発生した乙の損害を賠償するものとする。ただし、甲が１か月前までにこの契約を解除する旨、乙に予告した場合は、この限りでない。

（違約金）

第２６条　乙は、前条第１項の規定により、この契約の全部又はー部を甲により解除された場合は、違約金として解約部分に対する金額の 100 分の 20 に相当する金額を甲に対して支払うものとする。ただし、その金額が 100 円未満であるときは、この限りでない。

２　前項の規定による違約金のほかに、第 20 条第２項の規定による遅滞金が生じているときは、乙は甲に対し当該遅滞金を併せて支払うものとする。

３　第１項の規定は、甲に生じた直接及び間接の損害の額が、違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げないものとする。

（乙の解除権）

第２７条　乙は、甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この

契約の全部又は一部を解除することができる。
２　前項の規定は、乙が乙に生じた実際の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
３　前項に規定による損害賠償の請求は、解除の日から 30 日以内に書面により行うものとする。

（知的財産権）
第２８条　乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。
２　乙は、仕様書等に知的財産権に関する特別の定めがあるときは、これに従うものとする。
（支払代金の相殺）
第２９条　この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第５章　秘密の保全

（秘密の保全）
第３０条　甲及び乙は、この契約の履行に際して、知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

第６章　雑則

（調査）
第３１条　甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。
２　乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

（紛争の解決）
第３２条　甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

（裁判所管轄）
第３３条　この契約に関する訴えは、東京地方裁判所の専属管轄に属するものとする。

（その他）
第３４条　この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙協議のうえこれを定めるものとする。

この契約を証するため、この証書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保管する。

平成２３年　４月　１日

甲　支出負担行為担当官　　自治大学校庶務課長
高橋　哲郎

乙　【契約者】　　住　所

代表者氏名

別紙（第１８条第３項に規定する部分払い）

支払回数	請　　求　　金　　額
H23.4 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
５月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
６月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
７月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
８月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
９月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
10 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
11 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
12 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
H24.1 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
２月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
３月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
４月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
５月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
６月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
７月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
８月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
９月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
10 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
11 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
12 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
H25.1 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
２月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）

３月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
４月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
５月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
６月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
７月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
８月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
９月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
10 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
11 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
12 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
H26.1 月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
２月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）
３月分	円（うち消費税及び地方消費税の額　円）

（別紙②）

（件名）複写機の借入

仕　様　書

自 治 大 学 校

仕　様　書

１．目的
　複写機の借入

２．規格及び数量
　・リコー製　imagioMP6001（2000枚フィニッシャーSR4040附属）一式　４台
　・リコー製　imagioMP7501（2000枚フィニッシャーSR4040附属）一式　１台
　なお、上記の製品名、型番は、参考銘柄であり、設置する機器は同等以上のものとする。
　また、各機種の必要要件については別紙のとおり。

３．借入期間
　平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日まで

４．設置場所
(1) 自治大学校（東京都立川市緑町１０番地の１）の下記場所に設置すること。
　①　教務部（管理棟１階）imagioMP6001
　②　印刷室（管理棟１階）imagioMP7501
　③　教授室（管理棟１階）imagioMP6001
　④　庶務課（管理棟２階）imagioMP6001
　⑤　研究部（管理棟３階）imagioMP6001

５．納入要件
(1) 納入に当たっては、主管課（自治大学校庶務課　０４２－５４０－４５０１）と日程調整のうえ、主管課の指示する場所に設置し、据付け調整のうえ、正常に稼働することを確認すること。
(2) 納入機器の取扱説明書は、納入機器ごとに日本語表記のものを機器納品時に納品し、設置場所部課室職員に対して操作指導を行うこと。
(3) 借入期間内において、納入機器に欠陥があると認められたときは、納入業者は迅速に機器の交換等の対応を行うこと。
(4) 納入業者は、借入期間満了時において、納入機器を撤去すること。

６．その他
(1) 詳細及び疑義については主管課に協議すること。
(2) 製品の包装は可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担軽減に配慮されていること。または、包装材の回収及び再使用または再生利用システムがあること。納入品の包装材は業者において持ち帰ること。
(3) 搬入に使用する車両は、環境負荷低減に配慮したものであること。

（別紙）

○ リコー製　imagioMP6001型の必要要件

項目		必要要件
メモリー		512MB以上有すること
操作パネル		液晶
複写原稿		最大A3サイズ
解像度		読取時：600×600dpi以上、書込時：1,200×1,200dpi以上
ウォームアップタイム		30秒以下
低電力モードからの復帰時間		10秒以下
ファーストコピータイム		4.2秒以下
連続複写速度		60枚/A4、38/B4、33/A3　以上
両面機能		片面同等の生産性を有すること
自動原稿送り装置		積載量150枚以上、大量原稿搭載モード、同時読取方式
フィニッシャー		ステープル枚数：50枚以上　ステープル箇所：2箇所以上、中綴じステープル可能
手差し		給紙枚数：100枚　用紙対応厚：60～256g/㎡
複写倍率	固定	縮小7種類以上、拡大5種類以上
	任意	25～400%が可能なこと
自動割込・自動復帰		コピー中のプリンタ割込み出力が自動で出来、自動復帰できること
給紙段数及び枚数		4段以上装備、2,700枚以上（トレイ及び手差しを含む）充填
連続複写枚数		999枚以上
グリーン購入法		適合のこと
エコマーク		取得のこと
エネルギースター		取得のこと
電源		100V、15A
最大消費電力		1.5kW以下
エネルギー消費効率		65Wh/h以下
大きさ（本体）		690×790×985
フィニッシャーを含む大きさ		1,447×790mm以下（幅×奥）
【スキャナ機能】		
原稿読取速度		モノクロ：80枚/分（A4ヨコ・200dpi）以上
データの保存		スキャンデータを直接共有フォルダに送信・保存できること
セキュリティ		機密印刷：可能　地紋印刷：可能

○ リコー製　imagioMP7501型の必要要件

項目		必要要件
メモリー		512MB以上有すること
操作パネル		液晶
複写原稿		最大A3サイズ
解像度		読取時：600×600dpi以上、書込時：1,200×1,200dpi以上
ウォームアップタイム		30秒以内
低電力モードからの復帰時間		10秒以下
ファーストコピータイム		3.5秒以下
連続複写速度		75枚/A4、49/B4、38/A3　以上
両面機能		片面同等の生産性を有すること
自動原稿送り装置		積載量150枚以上、大量原稿搭載モード、同時読取方式
フィニッシャー		ステープル枚数：50枚以上　ステープル箇所：2箇所以上、中綴じステープル可能
手差し		給紙枚数：100枚　用紙対応厚：60～256g/㎡
複写倍率	固定	縮小7種類以上、拡大5種類以上
	任意	25～400%が可能なこと
自動割込・自動復帰		コピー中のプリンタ割込み出力が自動で出来、自動復帰できること
給紙段数及び枚数		4段以上装備、2,700枚以上（トレイ及び手差しを含む）充填
連続複写枚数		999枚以上
グリーン購入法		適合のこと
エコマーク		取得のこと
エネルギースター		取得のこと
電源		100V、15A
最大消費電力		1.5kW以下
エネルギー消費効率		117Wh/h以下
大きさ（本体）		690×790×985
フィニッシャーを含む大きさ		1,447×790mm以下（幅×奥）
【スキャナ機能】		
原稿読取速度		モノクロ：80枚/分（A4ヨコ・200dpi）以上
データの保存		スキャンデータを直接共有フォルダに送信・保存できること
セキュリティ		機密印刷：可能　地紋印刷：可能